

物価変動と人事院勧告の状況

1 物価変動

令和元年を100とした消費者物価指数の推移

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
指数	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100.0	99.8	102.3	105.6

2 国家公務員の給料改定率

地方公共団体の職員の給与決定に当たっては、国家公務員の給与水準に準拠することが求められており、国家公務員の給与は人事院勧告に基づき決定される。

人事院勧告で示された国家公務員の前年に対する給与改定率の推移

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
改定率	0.17	0.15	0.16	0.09	0.0	0.0	0.23	0.96	2.76

なお、令和5年時点で過去5年間の官民格差の額及び率の平均は約360円（約0.1%）。

令和6年の官民格差の額は11,183円（2.76%）

○令和6年人事院勧告

・一般職員：若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定（おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職位	主事補級	主事級	主任級	主査級	主幹級	課長級	参事級
平均改定率	11.1%	7.6%	3.1%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%

・地域手当の見直し

都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映

※埼玉県は県全体で4%と指定

一部の市は8～12%（さいたま市12%、川越市8%等）